

令和4年度第2回社会教育委員の会議

令和4年5月23日（月）午後2時00分から
市役所第二庁舎 8階・801会議室

次 第

1 議題

- (1) 会議録の承認について
- (2) 地域学校協働活動事業について
- (3) 管外視察研修について
- (4) 社会教育関係団体への補助金交付について

2 報告

- (1) 第53回関東甲信越静社会教育研究大会について

3 資料

- (1) 令和4年度第1回社会教育委員の会議会議録 【資料1】
- (2) 令和3年度地域学校協働活動主な活動実績について 【資料2】
- (3) 令和4年度委嘱地域学校協働活動推進員について 【資料3】
- (4) こがねい市民講師登録・紹介制度について 【資料4】
- (5) 令和4年度管外視察研修について 【資料5】
- (6) 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について 【資料6】
- (7) 第53回関東甲信越静社会教育研究大会チラシ 【資料7】

4 今後の予定

- (1) 管外視察研修（第3回社会教育委員の会議）
日時：7月4日（月）または7月6日（水）午後1時15分～（予定）
場所：三鷹市教育委員会及び三鷹市立小中学校
- (2) 第4回社会教育委員の会議
日時：8月22日（月）午前9時30分～
場所：市役所本庁舎3階第一会議室

令和3年度地域学校協働活動主な活動実績について

学校名	活動名	活動内容	日数
小金井第一小学校	消毒	先生方の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために手すり、廊下共用スイッチ、水飲み場蛇口等消毒の手伝いを行う。	205日
	夏休みの水まき	夏季休業中に、植栽への水まきを小学校5・6年生の児童、保護者及び地域住民で行う。	42日
前原小学校	わんわんパトロール・らんらんパトロール	いつも行っている愛犬との散歩又はランニングをしながら、子ども及びまちの安全・安心を見守る。	182日
	地域未来塾	放課後等に、学習習慣の確立及び基礎学力の定着に向けて、地域住民等の協力で行う。	32日 延べ503人
緑小学校	清掃・消毒	先生方の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために先生が行っている机、椅子等の消毒の手伝いを行う。	80日
	うさぎの世話	先生方の負担軽減のため、長期休暇及び週末にうさぎ小屋の掃除、餌やりなどのうさぎの世話をを行う。	157日
	地域未来塾	放課後等に、学習習慣の確立及び基礎学力の定着に向けて、地域住民等の協力で行う。	35日 延べ419人

※その他の活動

- ・第一小学校…学習発表会の受付、給食配膳支援、図書ボランティアなど
- ・緑小学校…調べ学習の支援、まち探検の引率、防災授業の実施など

令和4年度委嘱地域学校協働活動推進員について

1 統括的な地域学校協働活動推進員（統括コーディネーター）

(1) 委嘱期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 対象者 古源 美紀（継続）

（所属等：主任児童委員、学校運営協議会委員）

2 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

(1) 委嘱期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

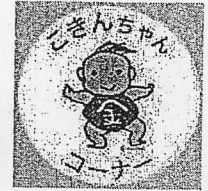
(2) 対象者

学校名	氏名	新規・継続	所属等
第一小学校	富沢 智代	継続	放課後子ども教室コーディネーター
第四小学校	淵上 直美	新規	放課後子ども教室コーディネーター
東小学校	古源 美紀	新規	主任児童委員、学校運営協議会委員
前原小学校	森田 加代子	継続	放課後子ども教室コーディネーター
	反町 聡子	継続	元PTA会長
緑小学校	駒野 愛子	継続	元PTA副会長
	八木 尚子	継続	健全育成北部地区委員会
	吉田 路子	継続	放課後子ども教室コーディネーター
南小学校	伊野 真里子	新規	放課後子ども教室コーディネーター
	高橋 亜紀	新規	放課後子ども教室コーディネーター
南中学校	淵上 直美	継続	放課後子ども教室コーディネーター
	緒方 澄子	新規	民生委員

※ 第三小学校、第一中学校については、決まり次第委嘱することとする。



検索



- 暮らし
- 子育て・教育
- 健康・福祉
- 市政
- 観光・文化

トップページ 子育て・教育 生涯学習 事業案内 生涯学習事業 [こがねい市民講師登録・紹介制度の案内](#)

こがねい市民講師登録・紹介制度の案内

更新日：2020年11月9日

市教育委員会では、市民の生涯学習活動を支援するため、あらかじめ市民講師として教育・芸術・文化・レクリエーション等の有識者の方に登録していただき、サークルや団体等の求めに応じて援助者として活動していただく、「こがねい市民講師登録・紹介制度」があります。

・講師検索について
生涯学習課の窓口にて名簿を閲覧することが出来ます。

・講師への連絡・依頼について
講師への連絡及び依頼交渉は、利用される団体の責任で進めてください。謝金、内容等、当事者間で生じた問題について、教育委員会は責任を負いかねます。

注記：この事業は、営利活動・政治活動・宗教活動又はこがねい市民講師登録・紹介制度の趣旨に反する目的での利用はできません。

市民講師登録一覧

No	内容	対象	指導歴
1	社交ダンス	子ども・青年・壮年・高齢者	10年
2	声楽指導・ヴォイストレーナー	子ども・青年・壮年・高齢者	15年
	合唱		8年
	発声指導		15年
3	演劇	子ども・青年・壮年・高齢者	6年
	舞踏		2年
4	背骨コンディショニング体操	青年・壮年・高齢者	16年
	筋力トレーニング・ストレッチ指導		21年
5	百観音巡礼	一般	
	手づくり「ご朱印帖」		
	LEDで作る癒しの行燈		
6	フレイル予防、健康生きがいづくり	青年・壮年・高齢者	7年
	ライフ終活、相続のアドバイス		20年
	高齢者虐待防止、メンタルヘルス		3年
7	相続・贈与税務申告と死後手続	壮年・高齢者	31年
	遺言書作成と執行		31年

生涯学習事業

生涯学習事業

こがねい市民講師登録・紹介制度の案内

お気に入り

編集

登録されているページはありません。

このページを登録する

情報が
見つからないときは

こがねい市民講師登録・紹介制度に関する要綱 (平成3年3月1日制定)

最終改正:平成15年8月11日

改正内容:平成15年8月11日 [平成26年1月1日]

こがねい市民講師登録・紹介制度に関する要綱

平成3年3月1日制定

改正

平成9年2月1日

平成15年8月11日

こがねい市民講師登録・紹介制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化、芸術、教育、学習、レクリエーション活動等、市民の社会教育活動（ただし、体育、スポーツ関係を除く。）を援助するため、あらかじめ各方面における有識者等を、相互教育の精神に根差した社会教育活動援助者（以下「市民講師」という。）として登録し、団体、サークル等の求めに応じ、その市民講師を紹介することにより、当該団体等の活動の活性化を図るとともに、市民講師自らに生きがいの場を提供し、市民相互の主體的な学習活動すなわち社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(市民講師の登録資格)

第2条 市民講師の登録資格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会教育活動に深い理解と熱意があり、健康である者
- (2) 文化、芸術、教育、学習、レクリエーション等について、専門的知識又は技能を有し、実技指導等団体、サークル等の発展に助力できる者
- (3) 市内在住、在勤、在学者で20歳以上の者。ただし、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認められた者は、この限りでない。

(市民講師の登録)

第3条 市民講師の登録を希望する者は、こがねい市民講師登録申請カード（様式第1号。以下「カード」という。）を教育委員会に提出する。

2 登録の有効期間は、登録した日から3年間とする。

3 継続して市民講師を希望する者は、更新の手続きを必要とする。

(登録内容の公開)

第4条 カードに登録された内容は、第1条の目的に沿って公開（小金井市ホームページでの公開を含む。）するものとする。

(登録の取消し)

第5条 教育委員会は、登録された市民講師が次に掲げる事項に該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録カードの内容に偽りがあったとき。
- (2) 市民講師の地位を利用し、営利、宗教、政治の活動をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 本人より取消しの申出があったとき。
- (5) その他、市民講師として不適格と教育委員会が認めたとき。

(市民講師の役割)

第6条 市民講師は、実技指導のほか、求めに応じて団体、サークル等の発展に助力する。

2 市民講師は、行政機関が行う研修会、講習会等に積極的に参加する。

(市民講師の紹介)

第7条 教育委員会は、団体、サークル等の求めに応じて、市民講師に関する情報を提供する。

2 市民講師との交渉は、団体、サークル等が自主的に行うことを原則とする。

(紹介の拒否)

第8条 教育委員会は、次に掲げる活動を行うために、市民講師の紹介を求める団体、サークル等については、市民講師の紹介をしない。

- (1) 自から営利のための事業を行ったり、他の営利事業に団体の名称を利用させるような活動
- (2) 特定の政党を指示し、又はこれに反対するための政治活動
- (3) 特定の宗教のための宗教活動
- (4) その他、本要綱の趣旨に反する活動

(経費)

第9条 市民講師に対し謝礼を支払う場合の経費は、依頼した団体、サークル等の負担とする。

2 謝礼等は、本要綱の趣旨に基づき、できるだけ低額であることとする。

(報告)

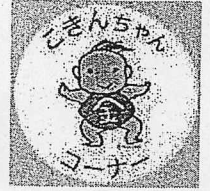
第10条 教育委員会は、依頼者又は市民講師に活動の報告を求めることができるものとする。

(事故)

第11条 市民講師の指導に伴い発生した事故については、教育委員会は責任を負わないものとする。



検索



- 暮らし
- 子育て・教育
- 健康・福祉
- 市政
- 観光・文化

トップページ 子育て・教育 学校・教育 小学校・中学校 市立小・中学校ボランティアの案内と募集

市立小・中学校ボランティアの案内と募集

更新日：2020年4月1日

ボランティアに興味のある方へ
今まで学んできたことや、自分の特技を小金井市の小・中学校で生かしてみませんか。子どもたちの輝く笑顔のために、ぜひボランティアとして本市で登録してみませんか。意欲のある方や将来教員を希望されている方の力を求めています。

ボランティアとしての具体的な内容

児童・生徒への支援の例は以下のとおりです。

- 1 学習指導への指導補助
- 2 特別活動・学校行事等での体験活動等での指導補助
- 3 教育相談的な活動への個別指導補助
- 4 特別支援学級への指導補助
- 5 外国人児童生徒・保護者等への通訳や日本語指導補助
- 6 コンピュータ操作等の情報教育の指導補助
- 7 水泳指導等の体育実技指導の補助
- 8 図工・美術、家庭・技術家庭科、音楽、理科の実技指導補助
- 9 クラブ活動（小学校）・部活動（中学校）の指導補助
- 10 図書室における学習指導補助（読書指導、図書の貸し出し・整理）
- 11 もくせい教室における学習指導補助・生活指導補助

登録の流れ

小金井市教育委員会指導室へ登録カードを提出すると、指導室から各学校へ登録者情報を提供します。各学校がお手伝いをお願いしたい場合には、直接学校からご連絡いたします。
または、各学校から直接ボランティアの依頼があった場合は、学校へ登録カードを提出してください。

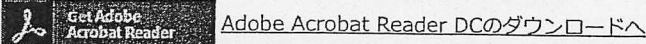
補償について

ボランティアとして活動していただく方を対象に保険に加入しています。

登録カード

ダウンロードしてご記入ください。(PDF: 135KB)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



お問い合わせ

指導室指導係

電話：042-387-9877

FAX：042-383-1133

メールアドレス：k010399(at)koganei-shi.jp

小学校・中学校

家庭学習の学習教材等の
情報提供について

東京2020オリンピック
ク・パラリンピック競技
大会の学校連携観戦の中
止について

コミュニティ・スクール
の仕組みについて

「小金井市立中学校部活
動の在り方に関する方
針」を策定しました

登校許可証明書

就学支援シートをご活用
ください

市立小・中学校の案内

市立小・中学校公開の案
内（令和4年度）

令和4年度 小金井市の
採択教科書

市立小・中学校 学校行
事・連合行事等日程

市立小・中学校ボランテ
ィアの案内と募集

学校運営連絡会・学校運
営協議会の案内（令和4
年度）

お気に入り

編集

登録されているページはありませ
ん。

+ このページを登録する

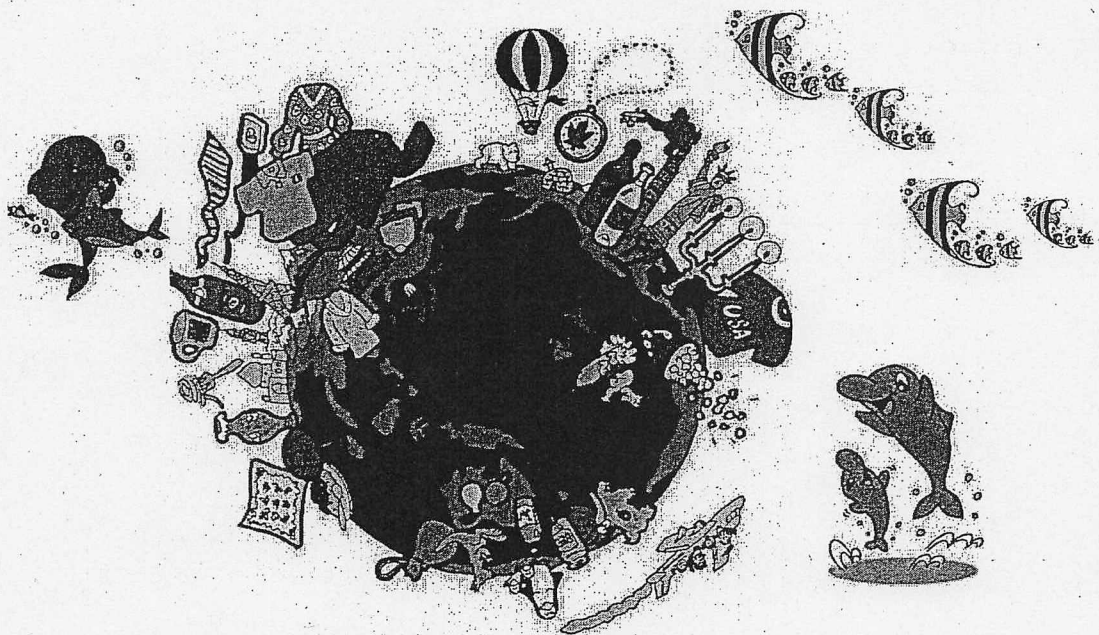
? 情報が
見つからないときは

国分寺市生涯学習情報人材バンク登録のご案内

～活かしましょう あなたの特技・知識・経験～

『国分寺市生涯学習情報・人材バンク』とは、市民のみなさんの人材情報を登録していただき、その情報を広くお知らせして、市内で活動している団体やグループ・サークルなどの指導者を探している方々へご紹介していくシステムです。

歴史・文学など人文科学や植物・動物など自然科学に詳しい方、会話やパソコンが得意な方、料理や舞踊など色々な資格や特技をお持ちの方、あなたの経験をいかしませんか？



※ 人材バンク登録申込書に必要事項を記入して
社会教育課 窓口へお持ちください。

※平日午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

お問い合わせ先

〒185-0034 国分寺市光町 1-46-8 ひかりプラザ 1階

国分寺市教育委員会 社会教育課

TEL 042-574-4044 FAX 042-571-4700

Mail:shakaikyoku@city.kokubunji.tokyo.jp

八王子市「教育支援人材バンク」 教育支援ボランティアを募集します！

55万人の人口と21の大学を有するまち、八王子市には、様々な能力や技術をもった方々が大勢いらっしゃいます。こういった方々のお力をお借りして、八王子市立小・中学校の教育活動の充実を図るため、八王子市教育委員会は「教育支援人材バンク」を設置しています。

「教育支援人材バンク」は、市民の皆様にご登録いただき、ボランティアの力を必要としている市内の小・中学校で、教育活動へのお手伝いをお願いしています。

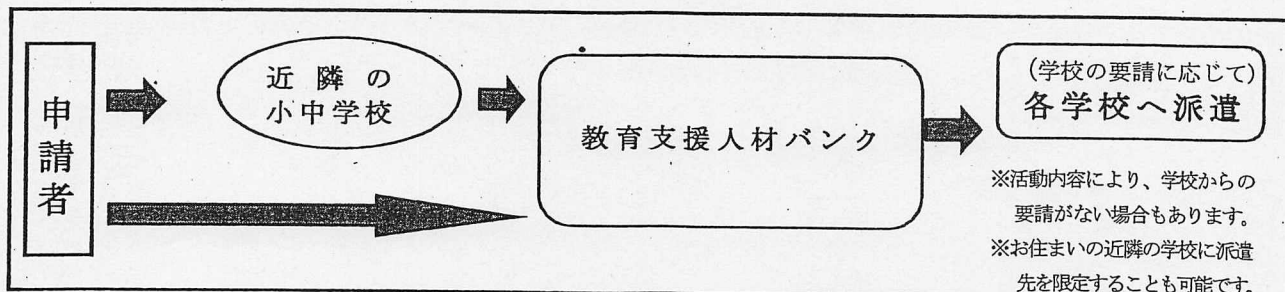
ボランティアとして子供たちのために力を貸したい、ご自分の特技をいかして子供たちにその素晴らしさを伝えたいと考えていらっしゃる皆様、是非ご協力ください。

登録資格

- 学校教育活動に深い理解と熱意がある方。
- 市内在住・在勤・在学者で18歳以上の方。ただし、八王子市が必要と認めた方はこの限りではありません。
- 営利目的ではなく、政治的中立性及び宗教的中立性に基づいたボランティア活動を行える方。

申請方法

「八王子市教育支援ボランティア登録申請書」(ホームページからもダウンロードできます)を、お近くの学校へご持参くださるか、教育支援人材バンクへお送りください。



登録について

- 登録の有効期間は、登録日より翌年の3月31日までの期間です。(登録は年度当初に自動更新)
- 登録内容は、「八王子市教育支援ボランティア」以外には使用することはありません。
- 申し出により随時、登録内容の変更・抹消をすることができます。

その他

- 原則、無償のボランティアです。
- 教育支援ボランティアは常時の活動ではなく、要請に応じて随時派遣します。
- 派遣要請の後、学校事情等により、派遣要請を取り下げることがあります。あらかじめご了承ください。
- ご登録いただくことにより、活動中のけがなどには、市が加入している傷害保険が適用されます。
- 登録していただいた方は、教育支援ボランティア研修会(年3回開催予定)をご活用ください。

【問い合わせ・申請書送付先】

教育支援人材バンク

〒193-0832 八王子市散田町2-37-1 電話(042)664-1193 FAX(042)662-2988

Eメール : b300700@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ : <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kyoiku/kyoikujoho/kyoikukatei/jinzaibank.html>

教育支援ボランティアの内容一覧（例）

種 類	内 容	活 動 例	
①授業支援ボランティア（専門性・特技を生かしてゲストティーチャー（講師）として授業を支援する）	ア 教科等指導	国語	百人一首、書写、短歌、俳句、読書指導、朗読等
		社会	外国の文化・生活習慣等の話、戦争体験、郷土史等
		算数・数学	珠算等
		理科	植物等の観察、科学実験、天体観測等
		音楽	合唱、民謡・長唄、邦楽（琴・三味線・太鼓）等
		図工・美術	水彩画、木工、コンピューターグラフィックス等
		家庭	裁縫、ミシン、調理、子育て体験談等
		技術	電気回路、コンピューター操作、プログラム作成等
		体育・保健	器械体操、陸上競技、水泳、球技、剣道、柔道、ダンス、禁煙教育、薬物乱用防止教育等
		英語（英語活動）	英会話等
道徳	体験談等		
②学習補助ボランティア（授業補助及び休み時間や放課後、土曜日等における補習の支援を行う）	イ 総合的な学習の時間・生活科指導	環境教育、農園活動、職場体験学習、伝承遊び、伝統芸能、郷土史、福祉活動（車イス、アイマスク、点字、手話等）、国際理解教育（外国の紹介、海外生活体験談等）	
	ウ 情報教育指導	パソコン操作指導、デジタルカメラ操作、情報モラル指導等	
	エ クラブ活動・部活動指導（指導者）	野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール、陸上競技、水泳、卓球、テニス、将棋、パソコン、手芸等	
③施設・環境整備ボランティア	オ 教科等における授業補助や個別支援	ア及びイの活動例と同じ内容についての補助	
	カ 特別支援学級支援	特別支援学級における授業補助	
	キ 特別支援教育にかかわる支援	通常の学級における特別な支援の必要な児童・生徒の授業補助	
	ク 読み聞かせ	読み聞かせ、ブックトーク等	
	ケ 行事支援	校外活動の引率、作物栽培、講話、楽器演奏、各種スポーツ、レクリエーション、賞状等への氏名記入、ビデオ撮影等	
	コ クラブ活動・部活動支援（補助者）	エの活動例と同じ内容についての補助	
	サ 遊び相手	遊び相手、悩み相談等	
	シ 日本語学級支援	日本語指導、日本語学級（第六小学校、打越中学校）支援等	
	ス 理科環境の整備	理科室・準備室整備、花壇造り、草刈り、植木の剪定等	
	セ 情報機器の整備	校内LAN、コンピューター室整備・点検、HP作成等	
④学校図書館ボランティア	ソ 校舎・教室等の整備	教室環境整備、窓ガラス拭き、ペンキ塗り等	
	タ 学校安全	校内巡回、校外パトロール等	
	チ 教材作成	教材・教具作成、掲示物作成等	
	ツ 読み聞かせ	図書室等での読み聞かせ・ブックトーク等	
⑤その他	テ 図書室整備	本の整理・修理、ラベル貼り、ポップ作り・飾り付け等環境整備	
	ト その他	本の貸し出し	
⑥その他	上記ボランティアに含まれないボランティア活動		

教育支援ボランティア登録者留意事項

私は、八王子市立小・中学校および義務教育学校の教育支援ボランティアとして、以下の事項について了解しています。

- 公教育の場における活動であることを理解しており、次の事項に該当するようなことは行いません。
- ・ 特定の政党を支持、又は批判するなど、政治的活動・言動を学校内において行うこと。
 - ・ 特定の宗教や思想を支持、又は批判する活動・言動、若しくは布教及び宣伝等の活動を学校内で行うこと。
 - ・ 学校内での活動によって知り得た個人情報等を他言すること。
 - ・ 備品、及び電子データ等を学校外に持ち出すこと。
 - ・ 個人の利益を目的とした活動・言動を学校内で行うこと。
 - ・ 学校長の許可なく、特定の児童・生徒と学校外で交流をもつこと。
- 郵便、電話、電子メール等により、学校又は八王子市教育委員会、八王子市教育委員会が委嘱したコーディネーターからの連絡を受けることについて、承知しています。

署名 _____

令和4年度 社会教育委員の会議視察研修 行程表 (案)

日付 令和4年7月4日 (月) または7月6日 (水)

時間	場所	
13:15 (予定)	小金井市役所本庁舎 駐車場	集合・出発
14:00~15:00	三鷹市教育委員会教育政策推進室 ・「三鷹市の地域学校協働活動の取り組み について」 (内容調整中)	研修 説明及び質疑応答
15:30~16:30	三鷹市立中学校または小学校 (1校) (視察校は調整中)	現場視察 説明及び質疑応答
17:15 (予定)	小金井市役所本庁舎 駐車場	到着・解散

令和4年度社会教育関係団体補助金交付申請一覧

(単位：円)

団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額	登録後1年以上の実績	交付回数 (交付年度)
黄金ネットワーク (障がい児の父親の会)	第24回クリスマス会	115,000	44,000	20,000	20,000	有	2回 (H30、R1)
一般社団法人はじめてピアノの会	どっぶりおべらの世界 (全2回) ~生で聴くオペラアリア~	70,000	30,000	30,000	30,000	有	0回
計			74,000	50,000	50,000		

(単位：円)

団体名	補助対象事業	事業予算額	補助対象経費	申請額	交付予定額
小金井市立小中学校PTA連合会	児童生徒の健全育成及び環境整備	446,566	446,566	150,000	150,000
小金井市スカウト協議会	小金井市スカウト協議会運営	229,760	229,760	36,750	36,750
計			676,326	186,750	186,750

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱 (平成12年6月1日制定)

最終改正:平成16年6月11日

改正内容:平成16年6月11日 [平成26年1月1日]

○小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

平成12年6月1日制定

改正

平成13年4月1日

平成16年6月11日

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱

小金井市社会教育関係団体補助金交付要綱 (昭和57年4月1日制定) の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市補助金等交付規則 (平成12年規則第27号。以下「規則」という。) 第23条の規定に基づき、社会教育関係団体の行う事業の経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、小金井市社会教育関係団体登録要綱 (昭和57年3月1日制定) の規定に基づき小金井市社会教育関係団体として登録してから1年以上の実績を持ち、かつ、構成員の2分の1以上の者が市内に在住、在勤又は在学している団体 (以下「団体」という。) とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、原則として社会教育を主たる目的とし、かつ、一般市民を対象にした事業で、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 各種講演会、講習会、大会等の事業
- (2) スポーツ、レクリエーション等の事業
- (3) 芸能文化活動等の事業
- (4) 調査研究の発表事業及び資料作成事業
- (5) その他社会教育の振興に必要と認められる事業

2 前項の補助対象事業は、1団体につき年間1事業とし、5回の補助を限度として見直しを行うものとする。ただし、政治、宗教及び営利活動は補助の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費 (謝礼)
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 役務費 (通信運搬費)
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他必要と認められたもの

(補助金交付額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1を限度として交付する。

(補助事業の実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、当該年度の4月30日までに社会教育関係団体補助金交付申請書 (様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。) に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 補助事業等計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度の活動報告書
- (4) 補助金の交付を受けようとする年度の前々年度の収支決算書
- (5) 会報又はそれに準ずる機関紙等
- (6) その他必要書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請書に係る補助金の交付が規則第3条に定める基本原則及び法令等の規定に違反していないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか金額の算定に誤りがないか等を調査し、社会教育委員の会議の意見を聴いた上で、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

2 市長は、補助金を交付することと決定したときは社会教育関係団体補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は補助金を交付しないことと決定したときは社会教育関係団体補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該団体に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金等の交付を決定した場合において、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情変更により特別の必要が生じたときには、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(団体の責務)

第11条 団体は、補助金の交付の決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、市長が調査の必要があると認めるときは、団体は補助事業に係る帳簿その他の資料を提示し、又は内容を報告しなければならない。

3 団体は、市長又は監査委員の監査に応じなければならない。

(計画変更の承認等)

第12条 団体が補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に補助事業等計画変更申請書（様式第4号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受けたときは、承認の可否を決定し、補助事業等計画変更（承認・不承認）決定通知書（様式第5号）により、団体に通知しなければならない。

(事故報告)

第13条 団体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、団体に対して必要な指示をしなければならない。

(実績報告書)

第14条 団体は、補助事業完了後2か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度終了後1か月以内のいずれか早い時期までに補助事業等実績報告書（様式第6号）に事業報告書、収支決算書及び関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、提出期限を延長することができる。

(実績報告書の審査等)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査しなければならない。

2 前項の規定による審査及び調査等により、補助金の交付内容及び交付条件に適合すると認められた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、団体に社会教育関係団体補助金確定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。この場合において精算金の返還が生じたときは、市長は返還期限を定めて団体に返還を請求しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを団体に命ずることができる。

(交付の決定の取消し)

第17条 市長は、団体が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、団体について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により取消しをした場合は、社会教育関係団体補助金交付決定取消（全部・一部）通知書（様式第8号）により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、返還期限を定めて社会教育関係団体補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命じなければならない。

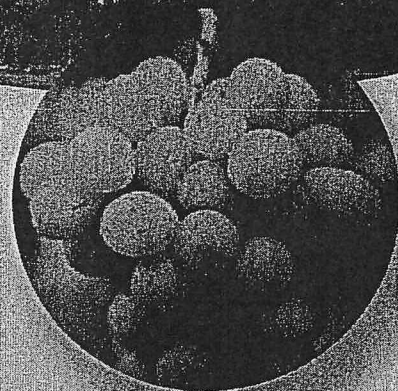
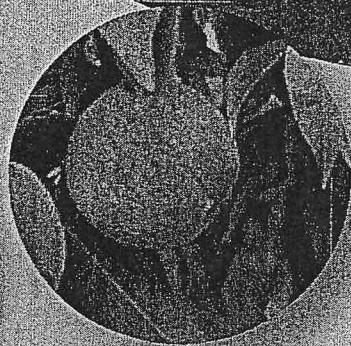
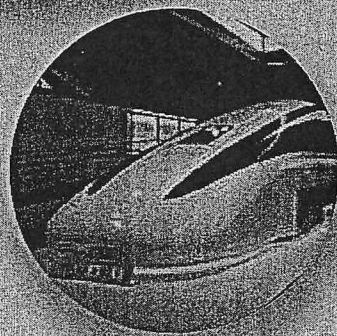
(財産処分の制限)

第19条 団体が補助事業により取得し、又は効用を増加した次の各号に掲げる財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合

は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 工作物、機械及び器具で、市長が指定するもの
- (3) 前2号のほか、特に市長が認めるもの
(関係書類の保管)

第20条 市長は、団体に対して、収入、支出その他の関係書類を、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初めから起算して5年間を限度として保管を義務付けることができる。



語ろう 甲斐の国やまなしで

人を結ぶ
これからの社会教育

第53回

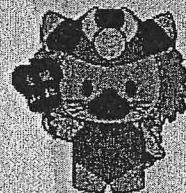
関東甲信越静
社会教育研究大会

山梨大会

令和4年度 山梨県社会教育研究大会

2022 11.10(木) ▶▶ 11(金)

【会場】甲府市総合市民会館(山の都アリーナ)他



山梨県
観光キャラクター
武田ひし丸

研究主題

新たな生活環境の中での社会教育のあり方を考える
～社会的包摂に向けた社会教育の果たす役割～

主催・共催：一般社団法人全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会
第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会実行委員会
山梨県社会教育委員連絡協議会、山梨県教育委員会、甲府市教育委員会

第53回関東甲信越静社会教育研究大会 山梨大会

令和4年度 山梨県社会教育研究大会

【開催趣旨】

甲斐の武将武田信玄を私たち山梨県民は敬意を込めて「信玄公」と呼びます。信玄公は「人は石垣、人は城、情けは味方、仇は敵なり」という有名な言葉を残し、今も「武田節」の一節として歌い継がれています。

社会教育推進の基本方針は、ウィズコロナの時代にあっても、社会教育の原点である「人づくり、つながりづくり、地域づくり」であり、まさに信玄公と想いを一にするものといえます。昨今の「想定外」と言われる各地の大災害は、人と人、人と地域のつながりの重要性を再認識させてくれるものとなりました。新型コロナウイルス感染症の影響により地域社会の先行きが不安視される今だからこそ、「SDGs」（持続可能な開発目標）の視点も大切にしながら、「誰一人取り残さない」包摂的な社会づくりを推進していくことが社会教育の果たすべき役割と考えます。

この2日間、ここに社会教育関係者がよっちゃばって（一堂に集い）、これからの社会教育についての語り合いが皆様のかけがえのない財産となり、活力ある地域社会づくりの礎となることを期待しています。

山梨によっちゃばって話をするじゃんけ（集い、大いに語りあいましょう）。

【参加費】 3,500円（参加資料代として）

【日 程】

1日目 11月10日(木) 全体会

- 11:30 受付
- 12:00 アトラクション
- 12:45 開会行事
- 13:15 記念講演
- 15:00 シンポジウム
- 16:40 閉会行事
- 17:00 閉会

※情報交換会はありません。

2日目 11月11日(金) 分科会

- 9:10～受付開始
- 9:30～12:00 事例発表+研究協議
- 第1分科会【ひとづくり】
学校・家庭・地域の連携協働のあり方
- 第2分科会【つながりづくり】
つながりを基盤としたこれからの社会教育
- 第3分科会【地域づくり】
魅力ある地域づくりの実現
- 第4分科会【生涯学習】
人生100年時代の学びのあり方
- 第5分科会【社会的包摂】
包摂的社会の実現に向けた社会教育のあり方



【会場】

【1日目（全体会）】

甲府市総合市民会館（山の都アリーナ）
〒400-0867 山梨県甲府市青沼3-5-44

【2日目（分科会）】

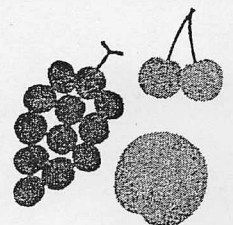
山梨県立図書館（1Fイベントスペース 2F多目的室）
〒400-0024 山梨県甲府市北口2-8-1

防災新館（1Fオープンスクエア）
〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1

ベルクラシック甲府（2Fヴィクトリア）
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-1-17

【お問い合わせ】

第53回関東甲信越静社会教育研究大会山梨大会実行委員会事務局
山梨県社会教育委員連絡協議会事務局 山梨県教育庁生涯学習課内 担当：伊藤
〒400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
TEL：(055) 223-1770 FAX：(055) 223-1775
E-mail：itou-krfp@pref.yamanashi.lg.jp



※新型コロナウイルス感染症の状況等により、開催方法を変更する場合があります。